

## 2016 年の税法改正案の主要内容

2016 年 7 月 29 日

2016 年 7 月 28 日に企画財政部が発表した 2016 年の税法改正案は、新成長産業およびサービス業への税制支援強化、雇用親和的税制の構築、企業構造調整のための税制支援、庶民・中産層の支援などによる経済活力の強化および民生安定、課税基盤の拡充、域外税源の確保、納税者の権益保護などによる公平課税および租税制度の合理化を 4 つの基本方向として設定しました。

企画財政部は、今回の税法改正案を立法予告と次官・国务会議などを経て、9 月 2 日に通常国会に上程する計画です。発表された税法改正案のうち、日系企業に適用される可能性のある重要な事項を抜粋してお送りいたします。

### 1. 経済活力の強化

#### 1. 未来成長動力を拡充

##### (1) 新成長動力・源泉技術 R&D 税額控除対象を調整し、税額控除率を拡大(租税特例制限法第 10 条、同法施行令別表 7 および 8)

新成長産業 R&D 税額控除を 11 の新産業技術を中心にして全面的に改編し、税額控除率は現行の 20%(中小企業は 30%)から最大 30%(20%+売上高に対する新成長産業の R&D 支出額の割合×一定倍数)を適用することになります。施行令施行日以後に支出する分から適用され、税額控除率は 2017 年 1 月 1 日 以後に開始する課税年度分から適用されます。

ご参考までに、11 の新産業とは、①未来型自動車、②知能情報、③次世代ソフトウェアおよびセキュリティ、④コンテンツ、⑤次世代電子情報デバイス、⑥次世代放送通信、⑦バイオヘルシー、⑧エネルギー新産業・環境、⑨融複合素材、⑩ロボット、⑪航空・宇宙です。

##### (2) 新薬開発に関する新成長動力・源泉技術 R&D 税額控除対象を拡大(租税特例制限法施行令別表 7 および 8)

新薬開発に対する投資の拡大を誘導するため、医薬品分野の適用範囲を拡大しました。現行では、候補物質発掘技術および臨床 1 床試験・2 床試験が税額控除の対象ですが、その範囲に国内で遂行する臨床 3 床試験(希少疾患医薬品の場合は国内外での臨床試験にすべて適用)が追加されました。適用時期は施行令施行日以後に支出する分から適用されます。

### **(3) 新成長技術の事業化施設への投資に関する税額控除を新設(租税特例制限法第 25 の 5 条-新設-)**

新成長・源泉技術を事業化するための施設に投資するとき、投資金額の 10%(中堅企業は 8%、大企業は 7%)を法人税・所得税から控除する税額控除が新設されました。控除の要件は、R&D 全体の割合が売上高の 5%以上であり、新成長動力・源泉技術 R&D の割合などが一定要件を満たすとともに直前年度に比べて常時勤労者数が減少してはなりません。また、首都圏過密抑制圏域内への投資は除外され、常時勤労者数が減少した場合や施設をほかの目的に転用した場合は控除を受けた税額が追徴されます。2017 年 1 月 1 日以後に投資する分から適用され、適用期限は 2018 年 12 月 31 日までです。

### **(4) 高度技術随伴事業などに関する外国人投資企業への税制支援を新成長産業中心に改編(租税特例制限法第 121 の 2 条、同法施行令第 116 の 2 条)**

高度技術など外国人投資企業への税制支援を新成長産業中心に改編し、減免範囲および減免限度が拡大されます。現行の税制支援対象となっている 650 の高度技術を、新成長動力・源泉技術 R&D 税額控除の対象と同様に新成長産業技術として規定し、現行では高度技術を使用する工程で発生する所得に限定して減免していますが、改正後には支援対象事業の所得のうち、新成長産業技術が使用された比率が 80%以上であれば、同事業で発生したすべての所得に対して減免されます。また、雇用基準の減免限度が 10%引上げられ、総減免限度は現行の外国人投資金額の 90%(投資金額基準 50%+雇用基準 40%)から外国人投資金額の 100%(投資金額基準 50%+雇用基準 50%)に引上げられました。適用時期は 2017 年 1 月 1 日以後に申請する分から適用されます。

## **2. 雇用親和的税制を構築**

### **(1) 雇用・投資・R&D 関連の税制支援対象となる業種を拡大(租税特例制限法施行令第 2 条第 1 項、第 23 条第 1 項)**

雇用創出を向上させるため、雇用や投資など税制支援の対象が遊興飲食店などの消費性サービス業を除外したすべての業種に拡大されました。2017 年 1 月 1 日以後に雇用・投資したり、研究開発費を支出したりする分から適用されます。

## **3. 投資・輸出・消費の活性化**

### **(1) 中小企業の加速償却特例の適用期限を延長し、その対象を拡大(法人税法施行令から移管して租税特例制限法第 28 の 2 条-新設-)**

中小企業の設備投資資産に関する減価償却耐用年数を 50%加減する加速償却制度の適用が中堅企業にまで拡大され、設備投資資産の取得期間は延長されて 2017 年 7 月 30 日までとなります(中堅企業は 2016 年 1 月 1 日から 2017 年 6 月 30 日までの取得資産に限定)。2017 年 1 月 1 日以後に申告する分から適用されます。

**(2) 輸入付加価値税の納付猶予制度の適用対象を拡大(付加価値税法第 50 の 2 条、付加価値税法施行令第 91 の 2 条)**

中堅企業の輸出を促進するため、輸出割合が 50%以上の中堅企業にも輸入付加価値税の納付猶予制度が拡大適用され、輸出中堅企業の資金負担の緩和効果が期待されます。適用方法は、輸入するときに税関に対する付加価値税納付を猶予し、付加価値税の申告時に税務署で納付猶予された税額(輸入付加価値税額)と仕入税額控除額が相殺されます。2017 年 4 月 1 日以後に輸入申告する分から適用されます。

## II. 公平課税

### 1. 課税基盤を拡充

**(1) 外国人勤労者課税特例の適用期限を延長し、税率を調整(租税特例制限法第 18 の 2 条)**

海外の優秀人材を誘致するため、外国人勤労者課税特例制度が 2019 年 12 月 31 日まで韓国内で勤務を開始した場合に延長され、課税公平を勘案して特例税率(単一税率)が現行の 17%から 19%に調整されました。適用時期は 2017 年 1 月 1 日以後に発生する所得分から適用されます。

**(2) 外国法人に関する繰越欠損金の控除限度を新設(法人税法第 91 条第 1 項)**

内国法人との課税公平性を高めるため、2015 年の税法改正時に含まれなかった外国法人の国内支店も内国法人と同様に繰越欠損金の控除限度(各事業年度所得の 80%)が新設されます。適用時期は 2017 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用されます。

### 2. 域外税源を確保

**(1) 多国籍企業に対する国別報告書の提出義務を付与(国際租税調整に関する法律第 11 条、国際租税調整に関する法律施行令第 21 の 2 条)**

OECD の BEPS Action 13 の導入に従い、国際取引による租税回避を防止するため、多国籍企業に国別報告書の提出が義務付けられました。

区 分	内 容
提出対象	直前年度の連結財務諸表の売上高が 1 兆ウォンを超過する多国籍企業の最終親会社である内国法人
作成内容	多国籍企業の当該年度の国別現地法人び事業活動(売上高・収益・従業員数・資産現況など)、税金納付現況など
提出期限	親会社の事業年度末基準で 12 ヶ月以内

但し、多国籍企業の親会社が国別報告書を作成する義務がない国や、国別報告書が交換されない国に所在する場合は、韓国内に所在する外資系多国籍企業の韓国内子会社または国内支店が国別報告書を提出しなければなりません。提出期限は親会社の事業年度末から 12 ヶ月以内であり、各国の課税官庁は、2017 年末までに提出を受けた国別報告書を、多国間協定(現在のところ 44 ヶ国加入、韓国も 2016 年 6 月 30 日に加入)に基づき、2018 年から他国と交換する予定です。適用時期は 2017 年 1 月 1 日以後に提出する分から適用されます。

**(2) 多国籍企業の国際取引に関連する賦課除斥期間の特例を追加(国際租税調整に関する法律第 23 条)**

賦課除斥期間が残っている課税年度分に対して相互合意を申請した後、納税者が後で申請を取り下げると、賦課除斥期間経過分については課税が不可能であった事例を防止するため、納税者が相互合意申請を取り下げの場合にも、その取下日から 1 年は課税することができるよう改正されました。2017 年 1 月 1 日以後に申請を取り下げる分から適用されます。

**(3) ローカルファイルとマスターファイルの提出期限を延長(国際租税調整に関する法律第 11 条)**

国別報告書との提出期限の一致および納税協力費用の軽減のため、2017 年 1 月 1 日以後に提出する分から、現行では法人税の申告期限である事業年度終了日から 3 ヶ月以内であったローカルファイルとマスターファイルの提出期限が 12 ヶ月以内に延長されました。

**(4) 正常価格事前確認(APA)を受けた取引に関するローカルファイルの提出義務を免除(国際租税調整に関する法律第 21 の 2 条)**

APA 提出書類とローカルファイルの内容が類似している点を勘案して、正常価格事前確認(APA)を受けた会社の場合は、2017 年 1 月 1 日以後に提出する分からローカルファイルの提出が免除されます。

### 3. 家計所得増大税制を改善

**(1) 企業所得還流税制を改善(法人税法第 56 条、同法施行令第 93 条)**

内需回復および投資活性化のため、配当よりは雇用と投資が増加した企業を優待することができるよう賃金増加および配当に関する加重値が調整されました。投資、賃金増加、配当の加重値が現行の 1:1:1 から 1:1.5:0.8 に調整され、主として配当をする法人の投資を誘導するため、投資除外型から投資含み型への転換が許容されました。また、投資範囲を拡大してベンチャー企業に関する新規出資が投資範囲に含まれました。

### Ⅲ. 租税制度の合理化

#### 1. 納税者の権益を保護

##### (1) 加算税負担を緩和(所得税法第 81 条、法人税法第 76 条、付加価値税法第 60 条)

本税の申告・納付と直接関連性の少ない資料の提出など納税協力義務の違反に関する加算税負担が 50%軽減されました。

区 分	現 行	改正案
株式変動状況明細書の提出不誠実加算税	株式額面価額の 2%	株式額面価額の 1%
支払明細書の提出不誠実加算税	支払金額の 2% (遅延提出時は 1%)	支払金額の 1% (遅延提出時は 0.5%)
計算書合計表および税金計算書合計表の提出不誠実加算税	供給価額の 1% (遅延提出時は 0.5%)	供給価額の 0.5% (遅延提出時は 0.3%)
税金計算書の遅延受取加算税	供給価額の 1%	供給価額の 0.5%

法人税・所得税は 2018 年 1 月 1 日以後の申告分から適用され、付加価値税は 2017 年 1 月 1 日以後に供給する分から適用されます。

##### (2) 修正輸入税金計算書の発給事由を拡大(付加価値税法施行令第 72 条)

修正税金計算書の発給事由が納税者の権益保護のために拡大されました。現在は、税関長が決定・更正した場合などに輸入者が錯誤または帰責事由がないことを証明する場合にのみ修正輸入税金計算書が発給されます。しかし、改正案によると、関税減免の対象および減免率を間違えて適用した場合、課税価格事前審査の結果によって税額を修正申告または更正する場合など納税者の帰責事由が軽微な場合には、施行令施行日以後に修正申告したり、決定・更正したりする分から修正輸入税金計算書の発給が許容されます。

##### (3) 租税不服時の再調査決定根拠を整備(国税基本法第 65 条第 1 項など)

納税者の権益保護を強化するため、審査・審判請求などに関する再調査決定の根拠が整備され、再調査決定は引用範囲の決定のために事実関係の追加確認が必要な場合に限定されました。また、従来には再調査決定時、処分庁の後続処分に対しては行政訴訟だけが許容されましたが、今回の改正によって再び審査・審判請求も提起することができるよう納税者に選択権が付与されました。決定は 2017 年 1 月 1 日以後に決定する分から適用され、後続処分に関する不服は 2017 年 1 月 1 日以後に請求する分から適用されます。

**(4) 非居住者・外国法人の更正請求期限を拡大(法人税法第 98 の 4 条第 4 項、第 98 の 5 条第 2 項、第 98 の 6 条第 4 項、所得税法第 156 の 2 条第 4 項、第 156 の 4 条第 2 項、第 156 の 6 条第 4 項)**

非居住者・外国法人の権益保護を強化するため、非居住者・外国法人が租税条約上の制限税率などの適用を受けない場合の更正請求期限が、税額が源泉徴収された日が属する月の末日から 5 年(現行では 3 年)までに拡大されました。適用時期は 2017 年 1 月 1 日以後に更正請求する分から適用されます。

**(5) 関税調査の事前通知期限を延長(関税法第 114 条)**

関税調査対象者の予測可能性を高めるため、関税調査の事前通知期限が調査開始 10 日前(現行では 7 日前)に延長されました。2017 年 1 月 1 日以後に関税調査を通知する分から適用されます。

- 以上 -